

議案第 6 8 号

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、子ども子育て支援法施行令が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年大口町条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額の表備考第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1 2 ひとり親世帯等の利用者負担額の表備考第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額 略 備考 1・2 略</p> <p><u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略</p> <p>2 ひとり親世帯等の利用者負担額 略 備考 1・2 略</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 ひとり親世帯等を除く世帯の利用者負担額 略 備考 1・2 略 <u>3</u> <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する教育・保育給付認定保護者等又は教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割課税額の計算は、当該教育・保育給付認定保護者等又は教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。</u> <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略</p> <p>2 ひとり親世帯等の利用者負担額 略 備考 1・2 略 <u>3</u> <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する教育・保育給付認定保護者等又は教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割課税額の計算は、当該教育・保育給付認定保護者等又は教</u></p>

新	旧
<p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>	<p><u>育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p>

## 改正要旨

### 1 改正の概要

令和2年地方税法等一部改正により、令和3年度以後の市町村民税の算定において、未婚のひとり親も対象とした控除が創設されたことに伴い、未婚のひとり親にかかる寡婦（夫）控除のみなし適用が必要でなくなったため、現行の規定を削除するものです。

### 2 施行期日

公布の日から施行します。